

令和5年第9回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和5年8月23日

熊本県相良村議会

令和5年第9回相良村議会臨時会会議録

令和5年8月23日（水曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第52号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決)

日程第4 議案第53号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(3名)

村 長 吉 松 啓 一 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時

○
○
○議長（黒木正照君） おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 5 年第 9 回相良村議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

○
日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（黒木正照君） 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、1 番議員、川邊一徳君、
{「はい。」と、1 番議員。}

8 番議員、小善満子君、

{「はい。」と、8 番議員。}

を指名します。

○
日程第 2 会期の決定の件

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

○
日程第 3 議案第 52 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 3、議案第 52 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） おはようございます。それでは、議案第 53 号、工事請負契約の締結についてご説明申し、大変失礼しました。議案第 52 号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和 5 年度新村橋災害復旧工事（取付道路工：令和 2 年災過年）でございます。工事の場所は、相良村大字柳瀬地内で、令和 2 年 7 月豪雨により被災した新村橋の災害復旧工事に係る取付道路工事をを行うものでございます。主な工事の概要は、盛土工 7,079 立方メートル、掛樋工 88 メーター、L 型擁壁工 61.5 メーター、植生シート工 498.5 平方メートル、ガードレール工 61.8 メートル、アスファルト舗装工 490.7 平方メートル、大型土のう設置工 271 袋でございます。入札に当たりまして、8 社を指名した指名競争入札でございます。契約金額は 7,095 万円で、うち消費税等が 645 万円含まれております。契約の相手方は、熊本県球磨郡五木村甲 1,046 番地の 9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太でございます。また、参考といたしまして、

仮契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第 52 号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番（徳田正臣君） はい、質疑いたします。指名された業者さんは 8 社ということ言われましたけども、開札調書をちょっと提出していただけますでしょうか。お願いします。

○議長（黒木正照君） はい、建設課長。

○建設課長（大土手寛君） おはようございます。建設課長、お答えいたします。今、公表の準備をしまして、ホームページ上ですね。それと並行して、後でコピーをお渡ししたいと思います。

○4 番（徳田正臣君） 後で、今、今、

○建設課長（大土手寛君） 今ですか。

○4 番（徳田正臣君） うん、議論の前提ですんで、

○建設課長（大土手寛君） 分かりました。

○4 番（徳田正臣君） 開札なので、すぐにできると思います。

○建設課長（大土手寛君） すぐ準備いたします。

○4 番（徳田正臣君） 暫時休憩してもらってよかですか。

○議長（黒木正照君） できますかね。

○建設課長（大土手寛君） できます。はい。

○4 番（徳田正臣君） すみません。追加で 52 号の開札調書を

○議長（黒木正照君） はい、4 番議員。

○4 番（徳田正臣君） よかですか。追加で 52 号の後に、53 号の分もお願いしときます。次の分。

○議長（黒木正照君） 建設課長のほうから準備をするという答弁でございましたので、ここで暫時休憩いたします。

————○————
休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前 10 時 10 分
————○————

○議長（黒木正照君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。4 番議員。

○4 番（徳田正臣君） はい、議長。はい。それでは開札調書、開札、入札状況をまず知りたかったわけ、質疑でありますんで、開札調書いただいたということで、これでよろしいです。以上です。

○議長（黒木正照君） はい。他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑な

しと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番（徳田正臣君） はい、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。先ほど、開札調書をいただきましたけども、もちろん適正な指名入札手続きを経て、こういった結果が出てるということは十分分かっているわけでありまして、また、本当に村長が村民のために一生懸命、思いを持って、行政執行されていることに理解を示してるつもりでおりますので、スムーズに村政執行がいきますように最大の協力をしてきてるわけなんです。これ今までの議員活動、2 年半ほど見ていただければよろしいかと思いますが。ただ、一言申し上げますと、これは令和 2 年の豪雨災害で致し方のないことでもあります、土木事業の割合が多すぎるということと、それと、どうしても 1 社、特定の 1 社の、やはり落札が多過ぎる。偏ってるということでもあります、今回も、この業者さんは実績もありますし、施工能力があるのは十分分かっておりますけども、相良村ではない、五木村の業者さんであります。ですから我々、村長もそうでしょうけども議員といたしましても、やはり可能な限り、これはもう入札執行の段階での結果は致し方ありませんが、可能な限り、やはり地元の業者さんに、他の事業も含めて、バランス良く村内の業者さんに仕事を取っていただきたいという思いを含めて、私は、ここでは反対をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒木正照君） はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） 私は賛成ということで討論させていただきます。ただいま、このようにして開札調書を見せていただきましたが、今、徳田議員の、村内の業者とかいろいろなこと言われましたけれども、それに限らず球磨郡内の業者ということで、相良村はそのようなことで一生懸命考えて、郡内をやはり中心にしているというようなことですが、私は今の反対討論に對しまして、前村長であります徳田村長も、村内ではなくて村外も含めまして、特定の人ばかりを指名から、こう入れたり、入札を落札したりしておりました。それは私が議員しておりましたので、もう毎回そのようなことで聞いておりますので、私はこのようにして、吉松村長が一生懸命その工事に立ち向かって、相良村のために、災害復旧についても力を注いでいらっしゃるということに敬意を表しまして、このことについては賛成いたします。以上です。

{「データに基づいて、いろいろ・・・。」と、4 番議員。}

○議長（黒木正照君） すみません、4 番議員

{「いない、いらんこと言わないでいい。」と、8 番議員。}

静かにお願いします。

{「・・・。」と、4 番議員。}

よろしいですか。 次に、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番（西本巳喜男君） 6 番、西本です。反対討論を行います。今、双方の、賛成と反対、双方の討論の内容を聞いておりました。討論というのは、要するにそれぞれ考えをお持ちの議員さんに、私のほうの考えを理解してくださいというのがあるのが討論だというふうに思っておりますので、今は瞬時に判断したわけですが、4 番議員がおっしゃったように、やはりそういうことだなということで理解示して、急遽、反対の討論を述べさせてもらうわけですが。趣旨としては、過去にもありましたし、村長も村内の業者を大事にするならば、村内の業者もここに、入札に応札されてることもあるし、あくまで入札で、落札されたのは、この 1 の業者で、それは仕方ないとしても、やはり日頃から村内の業者を育てていくなれば、そういうのを、方法論も展開するのも、いかななものかと思っております。過去に思い出すのは、こういうことで、やはり入札で彷彿させるのが給食の調理場のことです。これはもう、一生この記憶というのはもう拭い去ることができません。やはり議員は、村内の業者を優先させないといけないということでありましたけど、その時、第 1 回目、村内の業者の時には否決されました。その次に、2 回目で入札で、落札率もすごく低かったから、80 何パーセントぐらいだったかな。時の議長はもう、そしこ経費が浮いたから良かったというようなことをおっしゃった。その時の議員さんもおいでで、今、村長されております。そういうことあの時は、非常に矛盾を感じて、まだ引きずっております。こういうのが、果たしてあっていいのかなということで、給食室の、調理場の入札をやってからずっと疑問を持っているところです。その一端として、今回このようなことで落札ありました。これ落札だから、入札の結果で仕方ないとしても、村長にご相談申し上げたいのは、そういうことで、村内の業者を守っていくということも大事な事かなということで思いましたし、徳田議員が反対討論したことに非常に共鳴をしたものですから、あえてここで私も反対といたします。終わります。

○議長（黒木正照君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 52 号、工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 52 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立多数です。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 53 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第4、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第53号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和5年度新村橋災害復旧工事（橋梁上部工：令和2年災過年）でございます。工事の場所は、相良村大字柳瀬地内で、令和2年7月豪雨により被災した新村橋の災害復旧工事を行うものでございます。主な工事の概要は、主桁製作工6本、主桁架設工6本、支承工12個、横組工20立方メートル、高欄工264メートル、橋面舗装工260平方メートル、伸縮装置工4メートルでございます。入札に当たりまして、10社を指名した指名競争入札でございます。契約金額は2億5,542万円で、うち消費税額が2,322万円含まれております。契約の相手方は、熊本県熊本市中央区神水1丁目3番1号、株式会社日本ピーエス熊本営業所、所長小川裕一郎でございます。また、参考といたしまして、仮契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第53号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい。質疑をいたします。先ほど、課長から開札調書を頂いたわけですが、資料としてですね。これ10社の指名であります。日本ピーエス以外はみんな入札辞退しているわけですね。これを一体、村としてどう捉えてるのか。この場合に、また他の適正な、やはり入札といいますか、事業するための、他の取り得る手段というのは考えられなかったのか。これは、結果的には入札が適正に行われたとは見えてこないと思うんですね。その辺ちょっと、村長にお願いいたします。すみません。

{「はい、議長。」と、村長。}

はい、村長。

○村長（吉松啓一君） お答えします。この新村橋については、災害復旧でしたので、当初、国の代行でお願いするという事で国交省等に協議しましたところ、なかなか球磨川流域で10橋あるので、この人道橋についてはちょっと難しいだろうということで。協力はしていきますという話で、係のほうもそんなに橋梁については専門家じゃありませんでしたが、今までやってきました。しかしながら、前の入札関係で、また辞退されましたので、またこれはいかないということで、私が地方整備局長に電話

を差し上げて、おたくたちが代行しなかったからこういうふうに村が困っているということで、地方整備局長から、県の土木部長に電話していただいて、国の川辺川工事事務所、八代工事事務所、復興局、副所長の技術者が来ていただいて、県の土木の技術者トップも来ていただきまして協議して、これも再三協議して、この1社になりましたが、それで内容を確認して、こういう入札でやるということで、もう専門家、県の専門家と協議して、この入札をした経緯があります。内容については建設課が詳しいのですが、そういうことで、橋というのは重要な案件ですので、村が簡単にこういう、また、技術者もそういけませんので、国、県の技術の創意を生かして、今度この入札にして、設計もそのような形をとっております。よって、国、県に頼んでおりますので、私どもはこれが一番正しいやり方だと思っております。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） 協議されたということでもありますけども、どういった協議をされたのか。これが正しいやり方だと断言されましたけども、私は正しい姿、やり方だと思っておりますけども、村長もう一度答弁をお願いします。村長、もう一度答弁お願いいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長（黒木正照君） はい、村長。

○村長（吉松啓一君） これは、お答えしますが、技術的なことですので、技術者同士で協議して、うちの建設課もそれに基づいて、この方法でやるということできておりますので。私は素人ですけども、素人なりに精一杯、村のために、あるいは橋を架けるためにどういう方法がいいのか。うちの役場職員で足らない部分をどういうふうに補填すればいいのか。そのためにも、国、県と協議して技術者を、協議していただいて、うちの職員も入れて、県に行ったり向こうから来ていただいて、こういう設計等の変更も行ったということですので。詳細については建設課長にお願いします。以上です。

○4番（徳田正臣君） はい。議長、以上でいいです。

○議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい、反対の立場で討論させていただきます。先ほど質疑という形で村長にお尋ねしたわけではありますが、確かにこの人吉球磨地域を中心として、全国いろんな場所でやはり災害がありますんで、橋梁が流された、落橋したということもありますけども、いろんな業者さんの状況、思いというものも、私も少なから

ず知ってるつもりでありますけども、不落が多すぎるという理由も含めて、そして全国的に、特にこの地域では。やはりこういった開札調書を見て、村長の明確な答弁がなければ、私は素人ですからと、よく言われますけども、素人なら勉強すればいいだけの話であって、そういった答弁を聞いたところによりますと、私としましては、やはりどうしてもいろんなですね、特殊な業界でありますんで。建設業界は。特に日本ピーエスというのは、これはおそらく、私の記憶で、福井県の敦賀にあった会社で、割と有名な橋梁メーカーだったと思いますけども。決してその会社自体が悪いとは私は思いません。素晴らしい技術力を、施工能力を持った会社だと思っておりますが、トータル的に考えた場合に、こういった状況、ここまで進んできた事業でありますけども、やはり我々議員として、議会としては、やはり不信感を拭い得ないということであれば、今回のこの 53 号について、私は反対をしたいと思っております。以上です。

○議長（黒木正照君） はい。次に原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） 8 番議員、賛成ということで討論させていただきます。この開札調書を見せていただいて、この 10 社の中で 9 社が入札辞退ということで、大変この工事についても、各業者が混乱してるんだろうと思います。この何億という仕事をできるということは、本当に大変なことだと思うんですよ。だからこのようにして、村が一生懸命努力して、1 社でも入札できたということは大変喜ばしいことだと思います。それは関係の課長はじめ、村長が努力して、いろいろなことについて、この 1 社をぜひ入札して、落札していただいたということは、相良村もこのまましてたら、もう工事が沈滞して何にもできない村になってしまいます。相良村の住民も大変不幸な状態でございますので、ぜひこのようなことで、新村橋災害復旧工事ということで、ぜひこのような橋が立派に完成することを、私たち議員として喜ばしく思いますので、このことについては、賛成ということで討論させていただきます。以上です。

○議長（黒木正照君） はい。次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 53 号、工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 53 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立多数です。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） ただいま議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いま

す。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和 5 年第 9 回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前 10 時 31 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員